

精神科認定看護師による診療報酬の算定

精神科認定看護師が算定要件に含まれている診療報酬は、下記のとおりである(令和6年3月31日時点)。

●機能強化型訪問看護管理療養費

精神科認定看護師教育課程は、機能強化型訪問看護管理療養費の届出基準にある「専門の研修」に該当している。

問9 機能強化型訪問看護管理療養費の届出基準における「専門の研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。

(答)現時点では、以下の研修が該当する。

- ① 日本看護協会の認定看護師教育課程
- ② 日本看護協会が認定している看護系大学院の専門看護師教育課程
- ③ 日本精神科看護協会の精神科認定看護師教育課程
- ④ 特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる研修

なお、①、②及び④については、それぞれいずれの分野及び区分(領域別パッケージ研修を含む。)の研修を受けた場合であっても差し支えない。

【出典】厚生労働省保険局医療課、疑義解釈資料の送付について(その1)、令和4年3月31日
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000983165.pdf>

●精神科リエゾンチーム加算

精神科リエゾンチーム加算の施設基準にある「精神看護関連領域に係る適切な研修」に精神科認定看護師が該当している。

問71 区分番号「A230-4」精神科リエゾンチーム加算の施設基準において求める看護師の「精神看護関連領域に係る適切な研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。

(答)現時点では、以下の研修が該当する。

- ① 日本看護協会の認定看護師教育課程「認知症看護」
- ② 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
- ③ 日本精神科看護協会の精神科認定看護師教育課程
- ④ 特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる「精神及び神経症状に係る薬剤投与関連」の区分の研修

なお、これに伴い、「疑義解釈資料の送付について(その1)」(平成24年3月30日事務連絡)別添1の問39は廃止する。

【出典】厚生労働省保険局医療課、疑義解釈資料の送付について(その1)、令和4年3月31日
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000983165.pdf>

●認知症ケア加算

精神科認定看護師は、認知症ケア加算の施設基準にある認知症患者の看護に従事した経験を5年以上有する専任の常勤看護師に求められる「認知症治療に係る適切な研修」を修了している。

認知症ケア加算1の専任の常勤看護師の研修は以下のとおり。

- ① 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
- ② 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
- ③ 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」(認定証が発行されている者に限る)

【出典】厚生労働省保険局医療課、令和2年度診療報酬改定の概要、令和2年3月5日版

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000691038.pdf>